

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市地域イントラネットハイウェイ回線利用料
担当部・課名	総務部・行財政構造改革推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	NTT ビジネスソリューションズ株式会社 関西支店 大阪府大阪市西区阿波座二丁目1番11号
契約金額（税込）	6, 864, 000円
契約締結日	令和7年8月22日
契約期間	契約締結日 ～ 令和9年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	標記回線は、本市のイントラネットシステムやGIGAスクールを構成する本市専用光ファイバー（ダークファイバー）であり、回線の安定稼働の実現、並びにイントラネットシステム及びGIGAスクール環境を長期停止期間を発生させないためには既存の回線の継続利用が不可欠であるため、当該ネットワーク網を構築した NTT ビジネスソリューションズ(株)関西支店以外の事業者では実施することができない。 以上のような理由により、標記回線を提供できるのは NTT ビジネスソリューションズ(株)関西支店において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	住民情報システム回線利用料
担当部・課名	総務部・行財政構造改革推進室
契約相手方の名称（商号）及び所在地	NTT ビジネスソリューションズ株式会社 関西支店 大阪府大阪市西区阿波座二丁目1番11号
契約金額（税込）	1, 293, 600円
契約締結日	令和7年8月22日
契約期間	契約締結日 ～ 令和9年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	標記回線は、住民情報システムの利用に供されている本市専用光ファイバー（ダークファイバー）であり、住民情報システムの安定稼働とシステムの長期停止期間を発生させないためには既存の回線の継続利用が不可欠であるため、当該ネットワーク網を構築したNTT ビジネスソリューションズ(株)関西支店以外の事業者では実施することができない。 以上のような理由により、標記回線を提供できるのは NTT ビジネスソリューションズ(株)関西支店において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和7年度「良好な環境を活用した観光モデル事業」に係る運營業務委託
担当部・課名	未来創生部 まちの活力創造課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	一般社団法人阪南市観光協会 大阪府阪南市尾崎町2丁目2-11-201
契約金額（税込）	8,826,000 円（税込）
契約締結日	令和7年8月6日
契約期間	契約締結の日～令和8年2月27日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本市は、環境省が公募した令和7年度「良好な環境を活用した観光モデル事業」に応募し、採択された10団体のうち、自治体として唯一採択されたものであり本事業は、公募要領により、環境省から本市への請負契約により実施されるものである。 本事業においては、環境省との協議や技術的助言を踏まえ、選定理由である良好な環境を舞台に、森里川海の有機的な連携を図りながら、各取組を円滑に進め、インバウンド誘客促進等の目的を達成すること、また、事業実施以降の環境と経済の好循環を図り、地域活性化に資する観光モデルの策定が期待されている。 このような目的を達成するためには、本市の貴重な資源である環境と観光コンテンツを熟知し、これまでの様々な企画立案や販売実績、さらに予定している旅行業を取得することで、今後も観光事業の継続的で健全な発展による地域の振興と市民の生活・文化・産業経済の向上が期待される本市所在の一般社団法人阪南市観光協会において他なく、よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものである。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市地域ポイント事業運営支援業務委託
担当部・課名	未来創生部 企画課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	日本カード株式会社 大阪府大阪市豊島区片町2丁目2番40号大発ビルディング8階
契約金額（税込）	19,184,300 円（予定）
契約締結日	令和7年8月1日
契約期間	契約締結の日～令和8年3月31日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合 ☐ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	本業務は、その業務内容が競争入札に適さない業務であって、価格だけでなく、阪南市地域ポイント事業を運営するにあたり、適切かつ効果的な実施手法の提案し、支援を実施することができる契約相手方の候補者を選定する必要がある。このため、「阪南市地域ポイント事業運営支援業務委託業者選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。 同選定委員会において、本事業の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していること及び汎用性の高い提案であることなどが高く評価できるとして、上記契約相手方を本業務の委託候補者の最適者として選定した。 以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約する。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	鳥取東中学校受電用構内柱亀裂に伴う緊急建替工事
担当部・課名	生涯学習部教育総務課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社エイビック 大阪府和泉市黒鳥町 3-4-8
契約金額（税込）	4,785,000 円
契約締結日	令和 7 年 8 月 21 日
契約期間	契約締結日～令和 7 年 9 月 30 日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	☐ 第 2 号 ☐ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ☐ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき ☐ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき ☐ 市の行為を秘密にする必要があるとき ☐ 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき ☐ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき ☐ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき ☐ 運送又は保管をさせるとき ☐ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 ☐ 第 3 号又は 4 号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合 ☒ 第 5 号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき ☐ 第 6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき ☐ 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき ☐ 第 8 号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき ☐ 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	鳥取東中学校の既設の受電用構内柱に亀裂が発生し、府道交差点側に倒壊する危険性が非常に高く、差し迫る危険回避のため、学校敷地から仮設の支線を設置したが、なおも台風などの強風を伴う悪天候時は受電用引込柱が倒壊する可能性が高く、倒壊すれば交通障害また、近隣への停電等ライフライン途絶など社会的に大きな影響を及ぼすため、早急に新しい引込柱を新設し、高圧ケーブルの移設を行い、周囲の安全確保及びライフラインの保全をはかる必要があった。さらに本工事は建柱と高圧電線の移設に伴い様々な工種行程があり、関連して停電送電に係る関西電力との調整等に時間を要するため、指名競争入札に付する暇がなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、停電作業や送電に係る高圧受電設備の調整作業等、様々な工種行程に迅速に対応可能である本施設の高圧受電設備の管理をし、電気主任技術者でもある（株）エイビックと緊急随意契約したものであります。